

「生徒会誌切り取り事件」についての考察

— 2000年1月19日前橋地方裁判所における証言 —

浦野 東洋 一

A study on "An incident of tearing out a student council Journal"
— From a testimony on a Maebashi District Court, January 19, 2000 —

Toyokazu URANO

目 次

- I. 要旨
- II. 証言記録
- III. 資料

I. 要旨

この裁判の事案は、群馬県立桐生工業高校で起きた事件です。原告である松本先生は、この桐生工業高校の卒業生です。大学を出て教師となり、幸運にもというべきか母校である桐生工業高校に赴任しました。おそらく専門が染色学であったからだと思いますが、人事異動を経験することなく、桐生工業高校で定年退職を迎えることになりました。つまり松本先生は、生徒として3年間、教師として37年間、あわせて40年間桐生工業高校に“在校”したことになります。

教師としての最後の年、松本先生は求められて「40年の回想」と題する一文（後掲資料）を生徒会誌に寄稿しました。回想文は生徒会誌に2頁（A5判）にわたり掲載されました。その内容の大半は同校の昔の様子と今の様子の違い、自分の専門、教師としての活動や成長についての記述です。また、分量としては4分の1ぐらいだと思いますが、自分の人生の回想として、勤評反対闘争、安保闘争、平和運動などに参加したこと、そこで学び考えたことについても記述されています。

1995年度末に刊行されたこの生徒会誌は、からくも卒業式に間に合い、生徒全員に配布されました。生徒会誌を読んだ校長は、おそらく日米安保条約に触れている部分などを不適当と判断したのでしょう、①松本先生の了解を得ることなく、②生徒会の組織である生徒会誌編集委員会に問題を投げかけることもなく、③職員会議にきちんと諮ることもなく、生徒会顧問の教師に対し、まだ配布されていない生徒会誌から「40年の回想」を削除す

るよう命じました。校長は当初、配布済の生徒会誌の回収も考えたようです。

顧問の先生は抗議の意思を表明したようですが、校長からの「職務命令」であるということで、残っていた何百冊かの生徒会誌から「40年の回想」の頁を切り取るという作業をおこないました。そして4月に入学してきた桐生工業高校新一年生全員に、切り取られた生徒会誌が配布されました。そのことを知った松本先生が、校長に謝罪等を求めておこした裁判が、この事案です。

II. 証言記録

<原告代理人（柿沼）>

<甲第33号証を示す>

証人の経歴等についてお聞きします。この経歴書は証人がご自分の経歴についてまとめたものを原告代理人の石川弁護士のほうで文章にしたものですね。

・そうです。

内容について、誤りはありませんね。

・はい。

この経歴書にもありますが、証人は1992年4月から1995年3月まで、東京大学教育学部附属中・高等学校の校長を務められたことがありますね。

・はい。

国立の高等学校の校長と県立の高等学校の校長とでは、法的な位置付けについて異なりますか。

・はい。校長の職務は同じなんですが、任命といいますが、国立学校設置法施行規則上、その付属学校の属する学部又は大学の教授をもって充てるとなっておりますので、私の場合は教育学部付属ですので、教育学部の教授でしかも学校教育法関係で教員免許状も取得している者が校長に選ばれるということで、任命の手続が少し違うわけです。

それから、校長の職務として違うところはありますか。

・ありません。

それでは、本日は、証人の校長としての経験も踏まえた上で証言していただけるということですね。

・はい。

<甲第34号証を示す>

証人作成のレジュメですが、以後証言しやすいように手元に置く扱いとさせていただきます。教育行政の基本原則等についてお尋ねします。まず旧憲法下の教育ですね、我が国の教育行政ないし教育制度について、旧憲法下のそれと比較してお尋ねしますけれども、旧憲法に教育に関する条項はありましたか。

・旧憲法には教育条項はございませんで、旧憲法第9条のいわゆる天皇の独立命令権に教育事項は属するというふうにされておりました、したがって、戦前のいわゆる教育法令は、帝国議会ができた後も、議会の立法ではなくして天皇の勅令として定められてきているという歴史的な事実があります。

じゃあ、教育法制については天皇が直接定めるという建前になっていたわけですね。

・そうですね、枢密院の議を経るとか、手続はもちろんありますが、議会には教育の目的や制度についての立法権はないということで、したがって、戦前の例えば帝国大学令なり師範学校令なりは、みんな何々令で、これは勅令という意味です。ただ例外が二、三ございまして、義務教育費国庫負担法というような、大きく財政にかかわるものは議会で立法しておりました。

帝国議会に教育法制について権限を与えなかったというのは、どうしてなのでしょう。

・これは伊藤博文などが中心になって作ったわけですが、これも、教育を軽視したのではなくして、逆に教育を非常に重視しておりました、教育は国家百年の大計であると。で、議会というのは政党の争いの場であり、選挙によっては、力関係が変わるといって、そういう不安定な場に非常に重要な教育の問題を委ねるわけにはいかないということで、勅令主義が確立されたと理解しております。

その上でお尋ねしますけれども、旧憲法下での教育制度の特徴について、概略をおはなしいただきたいんですが。

・御存じのように、旧憲法は主権在君ですので、教育を受けることは臣民の義務であると観念されておりました、修身の教科書などでは臣民の三大義務として、納税、兵役、そして学校に行くことが臣民の三大義務であるというふうに教えられたはずで、そういう意味では、義務としての教育という観念が制度的にもあったということ。そして教育行政それから教育内容も含めて中央集権的なシステムでありまして、分かりやすく言えば教科書は国が定める1つの教科書しかないという具合に、非常に中央集権性が強いわけです。それから教育の目的としては、明治23年の教育勅語が敗戦まで絶対的な権威をもって扱われてきたわけです。さらに細かいこととなりますけれども、初代の文部大臣の森有礼以降、学問と教育は違うんだということが意識的に政策として採用されました。つまり学問と言えば帝国大学、教育というのは小学校というふうにですね。で、小学校の教育内容は必ずしも科学なり学問なりの成果に基づく必要はない、普通日常に役に立つということでよろしいということで、典型的に言えば、歴史の教科書を見れば、天皇の名前がずらっと並んでいて、要するに天照大神から始まる記述ということに象徴されますように、必ずしも教育の場面ではその教育の内容が科学なり学問なりの研究の成果に基づく、つまり真実に基づく必要はないと、そういうことが意識的にとられたというようなことも1つの特徴だと存じます。そして、学校制度としては、私たちはフォーク型と申しているんですが、小学校は同じだけれども、その上がいわゆる袋小路の複線型、そこには男女別もありますし、そういう平等ではない、教育の機会均等を妨げるような学校制度であったというふうに理解しております。

そのような特徴の旧憲法下の学校ないし学校制度において、学校と生徒の関係というのは法的にはどのようなものというふうに考えられたのでしょうか。

・これはドイツの行政学にもともと発していると思われるかもしれませんが、学校というのは刑務所とか警察署と同じ営造物というふうにみなされまして、そこではいわゆる特別権力関係論が働くというふうに理解され、またそれが適用されていたわけです。要するに、そこでは、学校教育の目的を達成するためには、教師が生徒に対して、これは営造物の利用関係ですね、それから校長が教員に対して、これは営造物の勤務関係ですけども、いちいち法律の根拠を必要とすることなしに自由に権利を制限しあるいは義務を課することができる、つまり法治主義が排除されるという、そういう特別権力関係論がそこでは働くというふうに理解されておりまして、そういう意味では、学校は警察とか刑務所と法制的には同じものだというふうに観念されていたわけです。

また、学校は、宗教的・政治的に中立な存在であったのでしょうか。

・結論的には非常に強い宗教的・政治的性格を持ったというふうに私は理解しております。例えば宗教的中立ということ言えば、明治20年代に非常に近代的な政教分離に関する文部省令が出ておりますが、同時に文部省は、国家神道、神社神道は宗教ではない、これは古来からの風俗習慣であるという解釈を示したわけです。したがって、キリスト教等々の宗教的影響力は学校から排除されたわけですけども、逆に神道の影響力が学校に極めて大きく作用したと。まあ小学校一年生になれば村の神社に遠足に行くとかいうことから始まって、結果的には非常に強い宗教的性格を持っていたのではないかというふうに理解しております。そして政治的性格につきましては、甲第34号証の後ろに資料を添付しておきましたけれども、その右肩に210頁とある資料を見ると、例えば明治26年の「文部省訓令第11号」というのがありまして、私たちの教育学関係では箝口訓令と言っておりますけれども、要するに、「教育ハ政論ノ外ニ立ツヘキ者タルニ因リ」うんぬんと書いてありまして、「教育会ノ名称ニ於ケル団体ニシテ純粹ナル教育事項ノ範囲ノ外ニ出テ教育上又ハ其他ノ行政ニ涉リ時事ヲ論議シ政事上ノ新聞雑誌ヲ発行スルハ一種ノ政論ヲ為ス者ト認メサルヲ得ス」、こういうような書き方で、そういうことをやっちゃいかんと、こういう訓令が出ております。これは、ちょうどこの明治20年代に各県に小学校などの先生が教育会というのを組織して、いわば研修団体として出発したわけですが、例えば給料賃金の問題ですと、これは国庫が負担すべきだというような議論が出まして、それを教育会の雑誌に載せますと、これは政治活動であるからやっちゃ

いかんというようなことがありましたし、それから資料を見れば、繰り返し繰り返し、言ってみれば政治とかかわってはいけないというような法律が作られているわけです。例えば資料212頁には明治26年の「集会及政社法」というのがございますが、「左ニ掲クル者ハ政談集会ニ合同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス」とあって、左を見ると3項として「官立公立私立学校ノ教員学生生徒」というような具合で、今の言葉で言えば政治の演説会といえますかね、そこに出席するというか演説を聞きに行くこと自体が罰則をもって禁じられているということですね。その前後の資料をお読みいただければ分かるように、つまり現実の政治に対して興味関心を持ってはいけないといえますか、そこに目をふさぐという政策が系統的にとられてきたわけです。こういう言葉が適切であるかどうか分かりませんが、先生と言われるほど馬鹿でなしという言葉が時々揶揄的に使われますが、世間知らずだという意味だと思うんですが、現実の社会、現実の政治問題に目を閉ざすべきだという、そういう意味の政治的中立の政策が系統的にとられてきたわけですし、それは逆に言えば、教師というのはその時々の方針に忠実に従わざるを得なかったといえますか、そういうふうな作用したというふうに認識しておりますので、そういう見方からすれば、政治にかかわるなという言い方は、かえってその時々の方針なりそういう支配的な政策にいわば従順に従っていったという意味で、非常に強い政治的性格を持っていたというふうに教育史のほうでは認識しております。

今述べてもらった旧憲法下の教育制度、これは日本国憲法下では劇的に変化したわけですね。

・はい。

詳しく聞きますけれども、どのように根本的な問題としては変化しましたか。

・まず日本国憲法は教育条項を持っているということですね。その中心は、言うまでもなく第26条でございまして、26条①は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」ということが書かれておるわけです。ですから、義務としての教育から原理的に権利としての教育というふうには180度転換したというふうに理解しておりますし、そして「法律の定めるところにより」という文言が入っているのは、正にそれは最初に申し上げました天皇の勅令主義を否定したものであると。つまり教育立法における法

律主義を闡明したものであるというふうに理解しております。

法制については、今お話をさせていただいたとおりなんですけれども、教育行政に関してはどのように変化したんでしょうか。

・教育行政は、戦後改革について教育史の認識では三大原則というようなことがよく言われておりますけれども、結論的に言いますと、地方分権化、民主化、一般行政からの独立ということです。戦前においては、先ほど言うのを忘れましたが、教育というのは国の事務であるということですね。教育を受けるのは国家に対する義務であるということで、教育内容も全部国が定めたわけですので、要するに国家に属する事務であるというふうに考えられていたわけですが、新しい憲法の下では、地方自治の本旨ということもございまして、初等・中等教育は地方自治体の固有事務であるというふうに観念されたわけです。そして、そういった憲法を受けながら、教育基本法第10条が教育行政の基本原則を定めております。10条①は、教育は不当な支配に服することなく、直接国民に対して責任を負うという趣旨だったと思いますが、教育の内容とかそういうことも含んで地方自治、民主化という流れが一つあったわけです。それからもう一つはやはり教育とか学問とか文化にかかわることは、一般行政の論理とは別の論理があるだろうということで、合議制の行政機関としての教育委員会制度ということで、教育委員会制度というのができたわけです。しかも、その教育委員は当初は住民が選挙で選ぶという、そういう仕方、民主的な戦後の新しい教育行政制度が成立したというふうに認識しております。

先ほど、旧憲法下では学問と教育というものが分離されていたというお話がありましたけれども、その辺については日本国憲法下ではどうでしょうか。

・まず、憲法第23条には、無限定で、つまり「学問の自由は、これを保障する」というふうに書いてありますので、その意味は大きいと思います。そして教育の場面に言うところ、教育基本法の第2条「教育の方針」のところ、わざわざ「学問の自由を尊重し」というふうに入れておりますので、戦前の学問と教育の分離という、歴史的なマイナスの遺産というふうに私は理解しておりますけれども、それを否定する意味で、教育基本法にそういう文言が入ったと理解しております。

そのほかの制度的な変化についても述べていただきたいんですが。

・学校制度は、いわゆる六・三・三・四制が戦後の原則でしたので、いわゆるフォーク型ないし複線型という学校制度に対して単線型の学校制度が成立したと。もちろん歴史の変化の中で、高等専門学校とか、最近では今年4月から、中学と高校を合わせたような中等教育学校というのが発足しますけれども、原則としては六・三・三・四の単線型学校制度が成立したという具合に、戦前の憲法の下と新しい憲法の下とは非常に対照的な物の考え方が導入されていると理解しております。ですから、教育の政治的・宗教的中立についても、戦前の考え方とは違って、教育基本法の第8条、9条で定めているとおり、政治的中立について言えば、まず政治的教養というのは非常に重要だといった後、特定の政党を支持し又は反対するような教育活動はいけないとしています。これは、日本国憲法そのものが、国民の思想・良心の自由、精神の自由をうたっているわけですので、当たり前の原則をいっているということで、宗教的中立にしても同じ事として、本来の意味での教育の政治的・宗教的中立の原則が、教育基本法という重要な法律に入れられているというふうに理解しております。

旧憲法下での政治にかかわるなという考え方から、政治的教養は十分に尊重しなければいけないと、そういう考え方に変わったということですね。

・ええ、そういうことです。政治的教養を非常に重視しておるところです。

教育制度について、今述べていただいたように大きく変化した根本的な理由は、どこにあるんでしょうか。

・これは、非常に大きく言えば、天皇主権から国民主権への原理的転換ということがあり、そして、教育というのは国家に対する義務ではなくて、一人一人の子どもあるいは国民の権利であると。そして学校というのは、先ほど言った特別権力関係論が働く場ではないと。それは教育基本法で言えば第6条に、学校というのは「公の性質をもつ」というふうに明確に定められておまして、「公」というのはみんなに開かれたものとかみんなのものということですね、決して御上のものというニュアンスではないと。公園の公とか公民館の公とか、要するにみんなに開かれたもの、みんなで作っていくものであるという趣旨が教育基本法第6条に明記されておまして、

そういう意味で、私は、特別権力関係論は否定されたというふうに理解しております。ちなみに子どもが「ずさむうたに「すずめの学校」という歌があると思うんですが、これは大正時代にできた歌ですが、今正確に歌詞は覚えていませんが、多分、すずめの学校の先生はむちを振り振りちいばととか、あるいはまだまだいけないという、何というか非常に上から統制する、型にはめる、暗記するという、そういった戦前の学校のイメージが図らずも歌詞に反映されているというふうに、教育学としては、一種の推測ですけれども、推測することも可能であると。それに対して、戦後は「めだかの学校」という歌が昭和20年代後半にできているんですが、「めだかの学校」になりますと、だれが生徒か先生かとか、みんなで楽しく泳いでるでしたかね、そんなイメージに歌詞が変わってくるわけで、今言った私の議論からしますと、学校についての法制度の変化をやはり反映した子どもの歌う学校の歌になっているというふうに感じるわけです。

今までのお話を前提に、本件で問題になっている高校生の自主的活動、これについてお尋ねしますけれども、高校生の自主的な活動は、憲法・教育基本法上はどのように位置付けられているものでしょうか。

・高校生というともう10代の後半でして、国際的に見れば18歳選挙権が当たり前、むしろ20歳の選挙権というのはごく少ない国であるというふうに承知しておりますけれども、つまり新しい憲法ができて新しい文化的な国家を作るといふ、そういう新しい憲法の下での人間形成といひますか、そういう意味合いがありますけれども、自主的活動というものを憲法・教育基本法等、学校教育法も含めて重視しているというふうに理解しております。例えば教育基本法の前文には、「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつ」というふうに明言されております。もろもろの基本的な人権が保障され、平和的な社会国家、民主的な社会国家を築くその一番の力はこの教育の力にあると。そして教育基本法第1条を読みますと、「教育は自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とありますし、先ほども申し上げましたように第8条には、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と書かれております。そしてこの「公民」という言葉の意味については、私どもがこの教育基本法の立法者意思を示している書物であるというふうにみなしております教育法令研究会、実際は教育基本法の立法過程に携わった文部省の方々が書かれているんですが、それが1947年、教育基本法が制定された年に

「教育基本法の解説」という解説書を出しております、そこでは、教育基本法第8条で言う「公民」というのは、「政治上の能動的地位における国民」だと。民主国家を形成する目的といひますか、憲法の示している教育という中で、政治上の能動的地位における国民の形成が非常に大事だと言うことを明記しているわけです。同じく戦後の改革で義務教育が一気に三年延長されたということで、新制中学校ができ、また新制高等学校ができたわけですが、憲法や教育基本法の下で新しくできたこの中学校や高等学校をどう作るかということについて、文部省がいろいろな行政指導の文書を発行しておるわけです。その1つであります1949年4月発行の文部省学校教育局著の「新制中学校・新制高等学校 望ましい運営の指針」という書物では、いわゆる今の言葉で言うと教科教育と教科外教育に分けて論じているわけですが、その教科外教育のところを特別課程活動という言葉で当時言われておりますが、そこには、「特別課程活動の最も重要な目的の1つは、公民性の教育にある」と、「もし学校の機構が独裁的になっていけば、その学校の生徒は民主的生活について何の価値あることも到底学び得ないであろう」というような、これは一部の引用ですのでその前後を読んでいただければ本当に分かりますように、教科教育と教科外教育とあるうちの教科外教育を非常に重視していて、そしてその中心的な眼目に公民性の教育といひますか、公民の形成とすることがあることは明確であります。そして生徒会についてももちろん触れておまして、その中では、学生新聞、つまり生徒会の新聞は「執筆も経営も編集もすべて生徒のすべきものである。それに一人か数人の教師が顧問役に任命される。学校新聞の根本的な必要条件是興味ということではなければならない」、必要条件是生徒の興味でなければならないということですね。こういうふうに、生徒の自主的活動を大いに推奨しているといひますか、それが新しい戦後の教育であるということ力を説しているわけでありませう。

今引用のあった「教育基本法の解説」は甲29号証。それから「新制中学校・新制高等学校 望ましい運営の指針」というのは30号証にあたります。引き続きお尋ねしますけれども、では高校生の自主的活動についての教育的意義にはどのようなものがありますか。

・自主的活動というふうに言っておりますが、今の言葉で言いますと、教科教育と教科外教育です。もちろん教科の授業についても、参加型授業といって生徒が自発的に、あるいは総合学習というふうに生徒が本当にいろいろな知識を総合してという、そういうことはもちろんあ

るんですが、教科外活動、たとえば生徒会活動、あるいは文化祭をどうするか、学園祭をどうするかという、もろもろの教科以外のところでは、多くの場合生徒会自身が、つまり生徒自身が企画を立てて、いろいろなところと折衝し、そしてある行事なりその企画を自分たちが中心になって実行するという、そういうプロセスが多いわけですし、したがって、その自主活動の教育的意義というのは、その物事をみんなで話し合っただけで企画し、プランを作り、必要な関係者と交渉するなり、いろいろな取り組みが必要なわけで、その中で子どもたちの自主性、自発性、創造性等が、教科教育よりもはるかに豊かに形成される、広い視野も持つことができる、そして同時にクラスなりホームルームで議論したり生徒会の総会で議論する等々の中で、いろいろな価値観がぶつかり、意見がぶつかり、しかしそれをどういう手続なりどういう基準かで合意を作る、決定を下す、そしてその実行に移すという、そういう体験の中で、正に民主主義的な生活様式といえますか、行動様式を身につけていく非常に貴重な場であるという意味も持つでしょうし、同時に自分たちで企画したことを実行し、成就感とか達成感を体験するということが、あの青年期の青年の自分に対する誇りとか自信とかというものを身につけるという意味においても非常に重要な体験の場である。そして同時に、いろいろな人と議論し、場合によっては交渉するということの中で、人間関係作りの技術といえますかあるいは人間関係を調整していく能力、こういうのはなかなか教科の教育では身に付かないものですが、そういうことが身に付く機会であるという非常に重要な意味を持っているというふうに認識しているわけです。

自主的活動の1つである生徒会活動というものが、子どもの権利条約との関係で、権利条約に法的に裏打ちをされているというふうには言えるのでしょうか。

・はい。今、自主的活動の例として、物事を企画しようんぬんというようなことを言いましたけれども、それは正に子どもの権利条約が子どもの具体的な権利として掲げていることに合致しているというふうに認識するわけです。例えば、結社・集会の自由ということは、正に生徒会そのものを組織していく裏打ちになるわけでありましょうし、物事を企画しいろいろな人と話し合うというその中には、生徒会誌の発行とか生徒会新聞とかあるでしょうし、そういうふうを考えていきますと、子どもの権利条約で言っている12条の意見表明権、13条の表現の自由、14条の思想・良心の自由、15条の結社・集会の自由、こういうのが高校生の自主的活動の裏打ちをしていると、

こういうふうに読めるわけで、しかし、もちろんそれは子どもの権利条約によって全く新たにそういう裏打ちができたという話ではなくて、憲法とか教育基本法が言っていることを、国際的な視点といえますか考えがそれを裏打ちしたと、こういうふうに理解すべきだと考えております。

学校教育法の第42条でも、高等学校教育の目標というのが規定されておりますけれども、それとの関係ではどうでしょうか。

・学校教育法第42条、これは戦後制定されて今日でも変わっておりませんが、そこに学校と学校教育の目標が3つ書かれております。その3つの中の第1号の中には、「国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと」とありますし、3号には、「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に務めること」ということがございまして、これは教科教育以外の教育的意味もきちっと位置付けていると、こういうふうに考えるわけです。

今の第42条は、教科教育だけじゃなくて、自主的活動でもそういう目標は達成できるということですね。

・そういうことです。教科教育の目標であると同時に、特に今申し上げました1号、3号などは、教科外教育のですね、つまり高校生の自主的活動の目標も示していると、こういうふうには私は理解しているわけです。

一般には、子どもに権利を認めすぎると子どもがわがままになるだけだというような意見もあるようですが、そのような考えについてはどうでしょうか。

・子どもの権利条約が国連総会で採択されたのは1989年だと思いますが、我が国で批准したのは1994年でございます。ちょうどそのころ私は付属の校長をしておりまして、子どもの権利条約について教員で勉強会を開きました。そのときやはり、今日の非常に自由でわがままといえますか、そういう若い世代に、さらに権利だ自由だなどと言えば、一層ルーズになるといえますか、わがままになるのではないかと、服装も乱れるのではないかと、こういう心配が当然あったわけで、私はそのときに2つのことを付属の先生方に向けた記憶がございます。1つは、子どもの権利条約といっても無制限に子どもの権利とか自由を保障しているわけではないわけですし、条文をちゃんと読んでみますと、例えば表現の自由の第13条

の1で、レジュメにも書いておきましたけれども、児童は表現の自由を持つと、きちっと言っているわけです。しかし、そのただし書きの中で、ちょっと六法を見てもいいですかね。(証人は裁判長の許可を得た上で、教育六法を見ながら)その今の13条の2に表現の自由の行使については一定の制限を課することができるであって、「ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る」ということで、一定の制限を課することができる。それは、1つは、「他の者の権利又は信用の尊重」にかかわって、2つには、「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」にかかわって、つまりそれと対立するような場合には子どもの表現の自由は制約されてよろしいというふうになっておりまして、無制限に無限定に子どもの権利あるいは自由が保障されているわけではないということです。それからもう一点は、この子どもの権利条約というのは大人が作ったんだということだと思うんですね。で、地球的規模で考えても、もう間もなく、21世紀になりますけれども、環境問題等々宇宙船地球号はかなりいろいろなところで危機になっている、しかし、それを、今の子どもたちが将来日本の社会なり地球を担っていくわけで、そうすると、今の子どもたちにとって、物事を考えて自分の意見をきちっと表明できる、そして友達と議論のできる、そして友達と力を合わせて何事かを実現できるという経験が、21世紀の地球を担う人間としても必要だと。つまり子どもの権利条約というのは我々大人が作ったのであって、こういう大人になってほしいという願いが込められており、そのために子どものもろもろの権利というのを大いに尊重して、その権利を行使できるきちとした大人になってほしいという願いがあるというふうに、我々大人としてはといたしますか、教師としては読むべきだということを申し上げた記憶がございます。

次に、公立学校の組織的な特質の問題について伺いますけれども、学校の組織的な特質というか特徴についてはどのようなことが言えるでしょうか。

・公立学校の場合は、学校教育法第5条で設置者管理主義というのがありますし、あるいは教員も公務員でして、地方公務員法が当然適用されると。そうすると、地方公務員法の中には、法令の遵守義務とか上司の命令に従う義務とか、いろいろサービスの規程がございます。そういうふうにかえまして、学校というのは確かに行政機関の中に組み込まれているということはまずは言えると思います。そうしますと、その行政機構、まあ言ってみれば官

僚制の特質とは何かという議論になるわけですが、よく言われていることですが、5つくらいの特徴があると。レジュメに記載されていただきました言葉自体は、東大の行政学の西尾勝さんの言葉ですが、まず1つに「規則による規律の原則」、例えば前橋市役所で働いている公務員は、いろいろな法令なり通達なり条例等の基準に従って、例えば窓口に来た住民と対応すると。ですからルールに基づいてやるのでえこひいきとか何かは全然あり得ないわけで、非人格的に接するという形になるわけですね。だから、これは行政サービスなら行政サービスの公平性を担保する原理であると同時に、見方によってはお役所仕事というふうに批判されるような非常に画一的だとか融通がきかないというふうにもなる原理です。2つには「明確な権限の原理」、市役所に行けば住民課とかいろいろあって、縦割りとかよく批判されますが、係官がそれぞれの職務の権限を持っているということです。それから「明確な階層性の原則」、これは係員、課長、部長というふうに明確な階層性があり、そして少なくとも制度的には責任の方向は上に向かっていく。窓口の一番前にいる人は、住民に対して親切にという道徳的な責任はあるでしょうけれども、少なくとも制度的にはその責任は課長が代わりに負うと。で、最終的には市長が議会に対し、あるいは選挙で住民に対してリコールという制度もあるでしょうということ、職員の間接責任制、最終的には市長が議会なり住民に対して責任を負うんだけれども、職員の中では責任の方向は上に向かっていくということが官僚制の特徴であるということです。あと「文書主義の原則」、これは、大事なことはすべて文書で記録されあるいは発令されるということです。それから「任命制の原則」、そういったいわゆる上下の命令関係を担保するのは最終的には身分とか給料とかというのを決める任命権を上の方が持っているというのがまずは官僚制の特徴で、そういうこと言えば、学校にもそういう面もあります。しかし、学校というのは、正に子どもを相手にした教育活動の場ですので、それと対立する原理、あるいは条理というのが働かなければ学校というのは動いていけないところでありまして、例えば一番最初に申し上げました「規則による規律の原則」、これはルールに基づいてクライアントにインパーソナルに接するということですが、教師が子どもにインパーソナルに接したのでは全然教育活動は成り立たないということになりますし、それから「明確な権限の原則」ということがあります。特に高等学校の場合には、確かに、教科によって先生が違ったりとか、学校の中にも教師以外に事務職員がいる等々、いろいろ仕事が違う人がたくさんいて、一見「明確な権限の原則」が貫かれているという

ふうになんと見ると思いますが、しかし内部に入ってみると、例えば数学なら数学の授業にしても、教科会で話し合っただけで年間の教育計画を立てるといことがまずありますし、それから授業の進み具合の調整というのはしょっちゅうやってるわけですし、期末試験なり中間試験の問題作成について、その難易度の問題とかあるいはその採点の問題も教科会で話しあいます。つまり学校というところは常に話し合いと協議の上で行われている、合議制の上に成り立っている活動であると。教師の仕事というのは合議制の上に立つ組織的・集団的な活動であるという性格があるわけですし、いわゆる官僚制という「明確な権限の原則」ということとは相いれないと。さらに「職員の間接責任制」あるいは「明確な階層性の原則」ということと言えば、学校というところは階層がそんなにあるわけではない、校長、教頭と教師くらいしかないということも含めて、役所ほど重層構造ではないですし、それと同時に職員が責任を意識する場合の方向が、校長とかそっちに向いてたら本当は困るわけで、やはり子どもなり親なりに自分の教育の仕事についての責任の方向が働くべきであると、当然教育の論理からすればそういうことになるわけですし、そのことを教育基本法第10条①は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民に対し直接に責任を負う」という学校教育の直接責任制を定めているわけですし、学校というのは確かに行政機関の中にも含まれるんだけど、そしてそこは一定の行政の論理が入るんだけど、実は教育活動そのものからして、それとは違う全く対立する原理が学校というところには働いているということですし、私も校長を体験してよく分かったんですが、そういう、法律を全部守るとか、きちっと守らなきゃいかんということをやると、学校は動いていかないということを実感した次第です。

今述べていただいたことを要約すると、学校は官僚組織としての一面も有するけれども、それと相対立する原理というのが非常に強く働く組織であると、そういうことでよろしいですか。

・はい、そういうふうに認識しております。

そのような学校の特徴に照らして、学校の管理運営について留意すべき点ということはどういう点でしょうか。

・管理運営というふうに一言でいうことは非常に難しいですね。つまりどういうことを対象とする管理運営かということで、かなり性格が違ってきます。しかし、今の話からお分かりのように、一般論としては、官僚的統制

を強めると教師は萎縮せざるを得ない子どもも伸び伸びしないということになるわけですし、やはり教師や子どもが伸び伸びと学び生活できるような学校経営というのが極めて重要であるということが言えると思います。

証人の校長の経験に照らしても、そのことは正しいというわけですか。

・そういうことです。先ほどちょっと申し上げましたけれども、法令を本当にきちっと全部適用すると学校が止まってしまうといいますが、一番分かりやすいのは教員の勤務時間でして、いろいろ規定がありますが、勤務時間を厳格に守ると学校は動かなくなるということですね。退校時刻の、4時半なら4時半、5時なら5時に教師がいろいろ仕事をしたり明日の準備したりしているのを、それは労働時間オーバーだから帰れというようなことをやりますと、運動会とか学園祭とかそういう大きな行事があるときはもちろん、日常的にも学校の現場は大変忙しいので、それは労働時間オーバーというのは望ましくないんですが、法令に従って、こうだ、こうだどぎしぎしやると、学校の生き生きした活動が止まってしまうというのが実感です。

次に教師の教育権について伺いますけれども、まず前提として、教育法の解釈についてはどのような点が重要でしょうか。

・解釈の方法について、教育学を学んだ者としてまずは体系的解釈、そして教育条理の解釈が極めて重要であるというふうに認識しております。体系的解釈というのは、学校教育法なら学校教育法のある条文を文理的に解釈しただけではやはりまずいと、憲法とか教育基本法とか子どもの権利条約とか学校教育法とか、それらを体系的に、その底にどういう原理が働いているかということを考えることが必要ではないかと。とりわけ教育関係においては、教育の基本である教育基本法との体系的解釈が極めて重要であるというふうに考えておまして、そのことについては、我々教育学の中では有名な、いわゆる北海道学テ最高裁判決、昭和51年5月21日が同趣旨のことを言っているというふうに思われます。このレジュメの後ろのほうに、北海道学テの判決からの引用文を添付しておきましたが、その509頁下の段に「教基法10条の解釈」という見出しがございますが、そこで教育基本法の意味について非常に的確な判断を最高裁が示され、その最後のほうの4行に括弧がしてありますが、「一般に教育関係法令の解釈及び運用については、(以下509頁

下段の括弧でくくられた文章を読み上げた)」というふうに結論として述べ、そしてその次に、なぜそういうことが重要かということが、いわば教育基本法の歴史的意味付けとして書かれていると。そして同時に、それは一般的な解釈だけではなく、とりわけ教育行政機関においてもそのことは重要であるというふうに言っておりまして、次の510頁の一番下の段の一番最後の部分に括弧をしておきましたけれども、「他の教育関係法律は（以下510頁下段から511頁上段にかけての括弧でくくられた文章を読み上げた）」とあります。行政行為というのは、ある面から見ますと法律の解釈、適用ということになるわけですが、その解釈、適用する場合に、非常に単刀直入に具体的に明記されている、特定の命じていること以外は、教育基本法の趣旨、目的に従って解釈し適用しなければならないと。もしそれに反している場合には、その教育行政行為そのものが、教育基本法第10条①が禁止している不当な支配に当たるんだというふうに言っているわけで、これは校長の職務権限などを考える場合にも極めて重要な意味を持っているというふうに考えるわけです。そしてもう1つ、その条理解釈、教育条理が重要だということについて、レジュメの一番最後に、ごく最近出された教育法規辞典の改訂版のコピーを添付いたしました。その中を見ると「教育条理」の部分で、「条理とは（以下6行にわたる一文を読み上げた）」と。で、これは次の「教育条理解釈」というところにも書かれているように、法解釈の基準ともなると。あるいは場合によっては条理法として判例法なり慣習法とならぶ法源になると、こういうふうに書かれていますので、やはり教育という営みの性格そのものから論理的に出されてくる教育原理とでも言うべきものを解釈の場合の裏打ちとして重視するということが極めて重要であるというふうに認識しております。

今述べていただいた体系的解釈又は条理解釈を踏まえて、高等学校の教師の教育権についてはどのように解釈されますか。

・最初のほうで述べましたように、憲法第26条で教育を受ける権利を保障すると、教育を受けるのは国民、子どもの権利であると定めています。そうすると、それは、その権利を保障する教育の専門家ということの当然予定するわけですし、正に教育の専門家として教師がいると。そして専門家であるということについては、教育職員免許状が制度的に担保しているということになると思えますし、そして憲法第23条「学問の自由」については、教育基本法第2条「教育の方針」として「学問の自由を尊

重し」ということをうたっていると。で、このことについて、先ほど引用した北海道学テ判決では、全面的にはないが高等学校の先生は23条の適用を受けて教育の自由を有するというふうに判決したわけです。かつて東京大学のポポロ座事件判決というのがありましたけれども、これは小・中・高の先生の教育の自由というのは全面否定でした。そして教科書裁判のいわゆる杉本判決は、これを全面肯定しました。で、北海道学テの最高裁判決は、いわばその中間ですが、小・中・高の教師は一定の範囲において教育の自由を有するというふうに解釈しておるわけですし、同時に先ほど言ったように、教育基本法第10条に不当な支配の禁止という規定がありますので、教師は自主的・創造的な教育をする余地を大いに持っている。教師はそういう意味での教育の自由といえますか、教育権を持っているというのが、我々教育学界の通説であるというふうに認識しておるわけです。

教師の教育権と校長の監督権を定める学校教育法第28条⑥、これとの関係はどうなるのでしょうか。

・今言ったような憲法とか教育基本法の規定を受けて、具体的に学校教育法第28条は、学校の校長とか教頭とか教員の職務規定を定めているわけですが、教員については、「児童の教育をつかさどる」と、こうなっております。この「児童」となっているのは、これは小学校について規定しているわけで、準用規定がありますので当然これは高校の先生にも当てはまるわけで、「教諭は、児童の教育をつかさどる」ということが、学校教育法というレベルでの教師の職務規定です。これは歴史的に見ますと、学校教育法の前身であります戦前の国民学校令、それを学校教育法は引き継いでいるわけですが、その国民学校令の第17条を見ますと、「訓導は」これは教師はという意味ですね。「訓導は学校長の命を受け児童の教育を司る」というのが戦前の先生の職務規定であったわけで、見ればよく分かるように、「学校長の命を受け」というのが削除されているわけですね、歴史的に。そのことはやはり教師の権限としての教育の自由、教師は自分で教材を研究し、自分で授業プランを作り、そして自分の教育理論に従って教育活動をするという職務の自主性というのが、歴史的な条文の変化の中にも表れていると。教育の自由を保障することが大事だということが表れていると、このように理解しております。

教育基本法第8条②と教師の教育権との関係、つまり政治的な中立、政治教育等の関係ですね、その関係についてはどうでしょうか。

・これは戦前の法律制度の下では、教師は、現実社会の社会的政治的な問題にいわば目隠しをさせられたような存在だったんですが、逆に戦後の場合は、新しい憲法の下で、「この理想の実現は根本において教育の力にまつ」と、こう言ったわけですので、教師は大いに社会的な問題、政治的な問題にも関心を持つべきであると。そして子どもたちに政治的教養をきちっと身に付けさせると。それは公民の形成であると。その公民というのは、政治上の能動的な地位にある国民だというのが教育基本法の立場であります。しかしそれは先ほども言いましたように、特定の政党を支持しこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならないと、これは学校としては当たり前のことなんですね。それは、日本国憲法がすべての国民の思想・良心・精神的自由を保障しているから、当然の帰結ということになるわけです。しかし、先生の方が実際の政治的・社会的問題に大いに関心を持たなければ、批判的精神を養うとかそういうことはできないわけで、大いに持つわけですが、そこで実際にどういうふうに授業をするかということではいろいろ問題が起こる可能性があります。私はそこで、いわゆる政治的偏向の授業であるかないかということを見分ける基準は、社会科学なら社会科学の授業を念頭に置いた場合、今正に話題になっている問題、原子力発電の問題とか沖縄の問題とかいろいろたくさんあるわけですね、で、そういう問題を外国では授業にどんどん採り入れて、ディベートというような訓練の機会も含めて、自分の意思を形成する力、そしてそれを表現する力というのを身に付けさせることは当たり前に行われていて、日本はそれが弱いというふうに外国の学者からコメントがあったりするわけです。しかしそういう場合に、例えばディベートなんかをやって、あるいは社会科学の授業で班学習とかいろいろやって、生徒なりにいろいろ調べたり議論したりして、自分あるいはその班がたどり着いたある種の結論みたいなものが、例えば原子力発電賛成・反対というようになったとして、それは政治の色眼鏡といいますか、政治の次元で見れば、例えば原子力発電を大いに推奨しようという政党にとっては、反対だという生徒が増えることは余りいいことではない、逆の場合はまた逆だというふうに、政治の色眼鏡といいますか次元で見れば、純粹に政治的中立というのは非常に危うくなっていく。としますと、授業が政治的に偏向していないか、政治的中立が担保されているかどうかを見分けることは、やはり教育の次元といいますか、教育の原理からでしかできないだろうと考えています。そしてそれは非常に常識的なことでありまして、例えば教育は教化だとか宣伝とは違うんだという明確な教育活動そのものについての認識を教師が持っているかど

うか。あるいは、これは子どもの発達段階に当然よるわけですが、子どもの人権とか権利が踏まえられ、子ども自身も国民ですから、精神的自由とか内面的な自由が保障されなければいけないというようなことを含んで、子どもの人権・権利が踏まえられ、生徒の自主性が尊重されているかどうか。それから学習課題の選定や教材の選定に当たり、生徒の発達段階が考慮され、その教育的価値が吟味されているかどうかというような問題ですね。小学校低学年であるか高学年であるか、中学校であるか高等学校であるかという、そういった発達段階に応じてふさわしい現実的な問題、そしてその教育的意味というのが吟味されて授業計画が作られているかどうかというような問題。正に政治的に注目を集めている問題になればなるほど、子どもたちに提供しあるいは子どもたちに調べさせる資料だとか情報が客観的かつ公平に成されているかどうか。そして同時に教育活動、授業なら授業そのものが、同僚とかあるいはほかのクラスや保護者とか、そういったものにかかれていくかどうか。見学に来てもらっちゃ困るというような感じのものではないということですね。こういったようなことは、正に教育原理として、大学の教員養成課程の中で当然教えられている。こういった原理が踏まえられた授業、教育活動が行われているかどうかということが、政治的偏向の授業であるかどうかということを見分ける基準であると。ですから、教育の次元で判断されるべきであるというふうに考えておるわけです。

今述べていただいたのは、学科の授業を念頭に置いたものですけれども、学科の授業とそれ以外の、例えば本件の回想文の発表とかそういうものでは、基準は違うことになりますでしょうか。

・原理的には同じだと思います。で、生徒の自主的活動ということは、先ほども言いましたように、生徒自身が物事を企画し、いろいろと調整しながら実施していくという、そのプロセスが非常に大事ですので、より生徒の自主性を重んじるという、そのことが大きな比重を持っていくというふうに考えます。政治的偏向うんぬんでも同じ原理が働くはずであるというふうに考えております。
(以上 中澤みゆき)

学校長の権限についてお尋ねします。学校教育法第28条③の規定は、どのように解釈すべきでしょうか。

・学校には、学校教育法第5条により、設置者管理主義という原則がございます。したがって、具体的には教育

委員会の監督下に学校長はおかれているという、そういう位置にあります。また、学校はいわゆる法人格を持っていませんので、校長の権限、責任といっても、非常にあいまいなところがあるわけです。で、学校の組織的特性というところで言いましたように、公立学校というのは、行政機構の中に一応は入るんだけど、本来というか一番大事な点は、教育機関であり、教育活動が軸にあるわけで、校長の責任あるいは権限といった場合に、だれに対する何のための責任かというふうに考えれば、一番大事な点は子どもに対する責任、つまり、教育活動そのものが教育原理なり教育条理に基づいてきちんと行われているかどうかということについてもっとも重大な責任を負うというのが校長の在り方だろうというふうに考えるわけです。そして、実際に学校の様子を見ますと、非常にたくさんの場面、領域があるわけですので、対象となる領域に即した校長の責任あるいは権限の発揮の仕方というふうに考えていくのが適切であろうと認識しておるわけです。そして、具体的に校長の職務を定めた法律として学校教育法28条③で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と書かれているわけです。テキストには、校長の職務としては校務掌理権と所属職員の監督権があると、こういうふうに書かれるわけです。甲第34号証の5頁、(2)では組織体となるべきところが「組織的」と誤字になってますが、私は、これは、「組織体としての学校の最終的な責任の所在と対外的表示権の所在を定めた条項」であると理解しているわけであります。そして、監督なら監督すべき対象、学校で行われているいろいろな仕事を性格的に分類し、その性格に応じて校長の責任あるいは権限の在り方を考えるべきですが、そこで、学校で行われているいろんな職務、校長が監督なら監督の対象とすべき範囲を分類すれば、大きくは、いわゆる学校行政事務と、それから教育活動に直接かかわる部分とに分けることが必要かと思うんです。行政事務、つまり学校の施設設備の安全管理とか学校予算の執行とか、そういったような領域では、法令に従ってきちんと行われているかどうか、そういう意味では、行政組織の論理がそのまま通用していい領域であろうというふうに考えます。逆に、教育活動にかかわってくればるほど、そういった官僚統制的なとか権威主義的な校長の監督という側面が非常に弱まってくるということだと思えます。つまり、命令ということについていえば、教育活動に近づけば近づくほど、教育のベテランとか正にヘッドティーチャーとして、教師の先輩という立場からの助言なり指導なり話し合いなりという、そういう形態での校長の権限の発揮の仕方になってくることが望ましいとか、あるべき姿だというふうに考えるわけです。

で、そのことをもう少し分かりやすく言うために学校教育法施行規則レベルまで入っていきますと、これは校長の権限です、あるいは校長の職務ですというふうに特定の書いていることがあります。例えば、高等学校でいえば入学許可、生徒の懲戒処分、卒業証書の授与等々です。学校教育法施行規則の第59条、第13条、第28条などに、生徒の身分に変動を伴うとか法的効果を伴う生徒の退学とか入学許可とか卒業というのは、これは特定の校長がと書かれておるわけですが、しかし、これとて、入学許可といっても最終的には職員会議等で判定して合格者を決めるわけですし、生徒の懲戒処分も、一般に言えば、生活指導部等がいろいろ事実関係を調べ、教育的処分の内容を職員会議に報告し、職員会議で審議して決定し、それを校長が執行するということになるわけですし、卒業証書の授与にしても、卒業の判定会議等があるというようになりますので、校長の権限として独立して書かれているような職務自体が、校長一人ではなし得ない、それが正に学校の現実、教育活動そのものの現実であるという認識も必要でしょう。それから、例えば指導要録の作成、出席簿の作成も、学校教育法施行規則の第12条の3及び4に、これは校長がと書かれておるんですが、これ自身、校長が一人でやっておるわけでは全くないわけで、そういう意味では、法令で個別に校長の職務とされている事項でも、実際には校長一人では行われていない、そこに学校教育活動の特殊性があるというふうに理解しております。そして、その教育活動に直接かかわるものとしては、いわゆる校務分掌、これはテキストでは校務掌理権というふうにいわれ、代表的なものとしてこの校務分掌の決定権が校長にあるというふうに言われています。学級担任をだれにするとか、いろんな校務分掌を定める権限、しかし、これとて、通常、学校の実態からいえば、第一希望、第二希望、第三希望までとって、運営委員会なり人事委員会なりというところで議論して、適材適所ということで合意が形成されていって、職員会議等で発表される、その発表が校長の職務命令だと、こういうことに法論理的に言えばなるわけですが、しかし、これも校長の独断では実際にはできない、それは正に学校という教育活動の場からしてみれば当然のことで、4月1日付けの発令で新しい校長が来てすぐ校務分掌を決めるということはずできないわけです。校長の権限と言われていることでも、学校というところの現実からすれば、組織的な協議の上に成り立っていると言うことです。校長の校務掌理権にしても正にそれが実態であると。いわんや、教育活動そのものは、それぞれの先生方が教科部会や学年部会等で議論して年間の教育計画を決め、それが全体としての年間教育計画、

学校計画として職員会議等で議論されていくということ、校長が一方的に判断して命令していくというようなことでは学校が全然動いていかないわけです。結論的には、例えば予算の執行とかのいわゆる行政事務の領域では、行政組織一般の会計基準なら会計基準に即して厳格に行われる、そういう意味ではかなり校長の権限、職務命令的なものが前面に出てくるという場合もあるかと思いますが、教育活動という場面に近づけば近づくほど、指導、助言、話し合いという、そういう範疇の校長の職務の発揮の仕方というのが本筋であるというふうに考えているわけです。

今のお話ですと、教育活動にかかわる分野では、校長の職務命令を基本的に発することはできないんだと。

・基本的にはあり得ないと思います。ぎりぎりの場合にあるということは、当然、論理的には考えられますが、通常は、教育活動そのものについて命令を出すことはあり得ないと考えます。

原則的としてはできないということですね。

・はい。

例外的にどのような条件の場合、そのような職務命令を発することができるということになりますか。

・先ほど、子どもの権利、子どもの表現の自由のところ、もちろん子どもの表現の自由は保障するというのが原理で、しかし2つの制約されていい原理というのがありました。同じような論理が成り立つと思います。ぎりぎりのところ、校長が命令的に強権的に教育活動にかかわった領域で出すことができるというような場合として、例えば本件の回想文というようなことを念頭に置けば、1つは教師の行っている活動あるいは授業等が一見明白に法令又は社会通念に反している場合は出せるだろうと。明白に他人の人権を侵害している活動であるとか、あるいは、生徒会誌などでいえば明白な不当な差別用語が使われているというような場合には、これは訂正しなさいとか、そういうことを言える余地はあると考えます。同時に、そういう問題が含まれている場合でも、学校というのは教育機関ですので、教育条理に沿ったプロセスというか指導のプロセスが踏まれていて、いよいよ最後の手段が職務命令であるというか、教育条理にふさわしいプロセスがきちんと踏まれていることが要件になるというふうに考えるわけです。つまり、職務権限というふ

うに入るものでも、その職務の執行にあたっては、いわゆる裁量権というのがあるわけですので、その裁量を逸脱しているというか裁量権が濫用されているかいないかという、そういう判断基準を持つべきであると思っております。最近の参考判例として、甲第34号証の6頁に、平成10年3月27日の横浜地判の要旨を載せました。(ここで証人は要旨全文を読み上げた)この事案そのものは、てんかん症の障害を持った子どもの親が子どもが学校へ行きたくないといっているというようなことを校長に訴え、校長がその担任の先生なり学年会議なりと協議することなく校長室登校にしまったり、また、ある場合には子どもが学級に行きたいと言ってるんで教室に戻させたり、そして、その後、親にいろいろ苦情を聞いて、これも教員とほとんど話し合いがないし、学年会議にも出さないし、職員会議にも出さないで、いきなり年度途中で担任を替えるという命令を出すという、おおよそそういう筋なんです。これは、校長の裁量権、つまり職権の濫用であるということで判決が出されているわけです。法論理上、確かに校務分掌を決定する権限は校長にあるわけですが、それは、校長一人が勝手にやっていた権限じゃなくて、そこには教育条理から出てくる判断基準があって、話し合いも全然なされていないということから、裁量権の濫用であるという、そういう判決が最近出されているわけです。つまり、校長の権限とテキストに書かれていることであっても、学校独自の話し合いとかいろいろなプロセスを抜きにした命令はやはり無効であると、こういうことになると思います。

本件の生徒会誌の削除の問題について伺います。証人は、原告の回想文及び本件訴訟において原被告から提出されている準備書面等は読んでますか。

・回想文はきちんと読んでます。準備書面には一応目を通してます。

生徒会誌の編集権について伺います。編集権は、生徒会と校長のどちらにあると解すべきでしょうか。

・あの生徒会誌は、発行が生徒会でしたかね、あと、編集委員会というふうに明示されているわけで、基本的には、その編集権は、編集委員会、そしてその生徒会にあると考えられますし、そのように位置付けて初めて、生徒の自主性を育てる等々、先ほど言いました自主活動というか教科外活動の意義というのが発揮できるわけです。

教科外活動の目的、趣旨に照らして、当然、編集委員会

に認められるべきであるということですか。

・はい。

仮に生徒会誌の原稿に問題があるような場合には、教育条理に照らして、どのようなプロセスをとるべきでしょうか。

・校長先生がこれは回想文として納得いかない、こういう内容のものは校長としては困るんだというふうに感じた場合には、その手続はいろいろあると思うんですが、通常は、顧問に伝えて、まずは編集委員会に校長の考え方を伝えてもらって、校長の言い分について議論し、そして、校長の言い分が正しいとすれば編集委員会としてはどう対応するか、校長の言い分は納得できないという場合にはどう対応するかという、学校は教育機関ですから、投げ返すというか、そのプロセスが正に生徒の自主性を育てる核心の部分だと思っておりますので、まずは編集委員会なり生徒会に問題を投げ返すということ、そして、その議論を踏まえて、必要ならば顧問教師が入って議論をする、更に必要ならば職員会議でも議論する、そういう教育条理に即した対応がとられる、これが当然のことであろうし、そうしないと教育活動ではなくなってしまうというふうに考えるわけです。

先ほど、政治教育、偏向教育等の問題について証言されましたが、本件原告の回想文について、こういった問題はありますか。

・あの回想文は2頁にわたり40年の回想となっております。授業をしたわけでもないし、教材として用意したわけではないし、読者は高校生ですので、40年の回想ということで明記されている文章を読んで、昔の高校生と今の高校生の様子、先生の生き様、それが単に生徒の目に映る教師ということだけではなく、国民としてあるいは人間として生きてきた40年の部分が4分の1くらいありますが、それを含んで、ああ、松本先生はこういう人生を歩んできたのか、こういう考え方を持っていたのか、少し考えが違うのかなとか、いろいろと思う、その判断力は高校生ですからあるわけで、そういう意味では、40年間同じ学校にかかわり定年退職されるという最後の年に書かれた回想文としてあの文章がその年に出される生徒会誌に載るということについて何の違和感も私は感じないわけですし、回想文が生徒会誌にのることは社会通念に反していないというふうに思うわけです。

それでは、本件被告の校長が原告の回想文の削除を命じたことは、校長の裁量権の範囲内にあると言えるでしょうか。

・校長が責任を負うといった場合、学校は教育機関ですので、教育活動が本当に教育活動として行われるということについて責任を負うのが基本ですので、仮に校長先生がああ回想文は社会通念に反しているというふうに思った場合には、まず、それを生徒会の編集委員会に、顧問を通じてとかいろいろ手続はあるでしょうが、投げ返すべきで、投げ返されたときに生徒はどういう議論をして、そのときに顧問団がどのような助言をするか、これは正に絶好の教育機会というか、生徒にとっては非常に貴重な体験をする機会なわけで、編集権とは何か、社会的通念とは何か、生徒会誌とは本来なんであったのか等を含んで、そこでは探求的な議論ができるはずで、正にそこに教育活動というか生徒の自主的な活動、体験を通じてより自立した人間になっていくという、絶好のチャンス逃したなというふうにさえ感じるわけです。そして、この回想文は、授業をする松本先生と同時に、40年間この学校とかかわりながらどう生きてきたか、多分、組合員でもあっただろうし、社会的関心も大いに持っただろうし、そして社会的関心を持ったことが自分の授業に役立ったとも書かれておりましたし、そういう40年の人生と申しますか、人間の尊厳と申しますか、それがかかっている文章だろうと思うんですが、それをはさみで切り取るという行為が、人間の尊厳という感覚、人権感覚と申しますか、それと全然離れているというふうに私には思われるわけです。で、校長先生の立場に立って、これは納得いかない、社会的通念に反しているという場合、その校長先生の気持ちを伝えるのに、はさみで切り取ってしまうという手段以外になかったのであろうか、つまり、校長先生のコメントというか意見を紙に書いて印刷してそれを生徒会誌に挟み込む、そして判断は読者に仰ぐというような対応、これはだれでも考えつく対応だろうと思うんですが、教育的配慮の上で自分の意見を読者に伝えるという、そういう他にとり得る手段があったはずだと思うんです。更に、準備書面等を見ますと、あれは顧問の先生が実際に切り取ったわけですが、必ずしも100パーセント納得して切り取ったわけではなくて、異議申立と思われる発言も顧問の先生からあったわけで、そうすると、同僚としての教師に、40年の人生がかかっている、人間の尊厳がかかっている回想文を全部切り取らせるという行為なわけで、それが、教育活動がきちんと行われる、そして教師や生徒が伸び伸びと活動し自立した人間に育っていくという学校教育の場において、あるい

は教師という職務に照らして、それが教育活動であるのかという点から、私は大いに疑問に思っています。で、憲法第26条により生徒は教育を受ける権利を持っていて、そして、学校はその教育を受ける権利、学習権、発達権を保障する場であると言っているわけ、そこでは諸々の人権が保障されるというか、尊重されるというか、憲法でいえば人間の尊厳を重んじということになるし、教育基本法第1条でいえば個人の価値を尊びと、こうなっているわけで、学校という場合は、校長も教師も生徒も親も、場合によったら地域住民も、それぞれの立場から教育についての権利と責任の主体であり、人間論理的に言えば、それは独立した人格の持ち主として原理的には対等平等であるという、そういう雰囲気というか、センスというか、了解というのがあって、それでよりよく教育が機能するわけです。いじめとか暴力、教師の体罰というようなものは、子どもの発達の上からも、人権感覚の面からも、大きな問題になっているというふうに思うわけです。そういう意味で、学校には、そういった感覚、センス、了解が一番大事で、仮に校長先生がああ回想文は社会的通念に反していると判断された場合にも、他にとり得る手段を本気で探求すべきであった、それがなされていないとなると、やはり裁量権の濫用というふうに私は思うのです。同時に、生徒は高校生で、ああ回想文が直ちに政治的偏向教育のプロパガンダであるというふうには全然受け止められないだろうとも考えられるわけです。

原告がああ回想文を生徒会誌に載せるということ自体、教育活動の一環として認められるわけですね。

・生徒なりが読んで、ああ先生はこういう先生だったのかとか、いろいろ思うところはあるでしょうが、先ほど言ったように、授業でもないし教材を作ったわけでもないし、正に40年の回想です。また、生徒会誌は生徒の自主性を育てるという大きな意味での教育活動の一環であるというふうに解すれば、それは広い意味での教育活動に含まれるということになるだろうと思います。

校長の行った行為、切り取り命令を発したということが、教育基本法第10条の不当な支配に当たるのではないかという問題も出てくるんですが。

・切り取ったということは、今いろいろ述べましたように、やはり不当な支配、裁量権の逸脱だというふうに、私の感覚というか、今まで勉強してきた、あるいは校長を体験してきた経験からいけば、ならざるを得ないとい

うふうに考えます。

不当な支配を行えば、本来なら教育委員会が校長を処分すべきではないかという問題も出てくると思うんですが。

・それは、指導主事なり何なり、教育の条理等に詳しい人がいるはずですので、いきなり懲戒処分に行くかどうかは分かりませんが、指導、助言があっただけで、教育の条理からしても逸脱しているというふうに考えるわけです。

群馬県では、この件以外にも、生徒会誌の原稿の掲載を拒否した事件があるわけですが、校長の権限の考え方としては、やはり同じような考え方がとられるわけでしょうか。

・学校教育法第28条③によりますと、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」となっていますので、校長が一人であるというか個人の判断でできるんだというふうに錯覚している人がいるのではないかと思います。教育条理、学校は組織的な議論とか協議とか合意の上に成り立っている活動であるという学校そのものの本質というか姿を思い浮かべれば、仮に校長がそのような判断をしたとしても、他にとり得る手段といえますか、教育的な投げかけを含めて、先ほど話したような手段をとるのが教育者として当然のことで、それをいきなり切ってしまうとか全然受け付けないというのは、校長の先生方が自分の職務権限についてどのように理解しているのか、教育学者としては多大な疑問を抱かざるを得ないというのが正直な気持ちです。

<被告ら代理人(三橋)>

今回の事案についてもう一度確認しますと、校長が原告の回想文を見たのが平成8年2月27日で、平成8年3月1日は旧三年生の卒業式で、この日に旧一年生と旧二年生と卒業する旧三年生の全員に配ったんです、これははさみで切り取らないで、そのままの回想文を配っております。新たに入ってきた新一年生には、この回想文を切り取った生徒会誌が、平成8年6月4日に配られている、こういうのが全体の流れです。ところで、証人は東大付属中学校、高校の校長先生をなさったということですが、この高校にも生徒会誌はありましたか。

・あります。

今回の桐生工業高等学校の生徒会と桐生工業高等学校とは、どういう関係なんですか。つまり、証人の話ですと、高校生が自治的、自主的に何かをするということ、これが生徒会の本来あるべき姿だと、こういうことですね。

・広くいえば生徒会活動も学校教育の一環ですから、学校教育の目的の中に含まれることは明らかです。教科外教育、特に生徒会活動というのは、生徒の自主性、自発性を育てるという大きな目的がありますから、生徒会が自ら企画し自ら実行するという、先ほど言ったようなことに最大限の自由を与えることが教育の論理なんです。

最大限の自由を与えてないような慣行があった場合には、どうなりますか。例えば、本件に関していえば、顧問の先生は学校が決めるんです、生徒会が、おれたちはこの先生を顧問にしたいと言って、それとの摩擦というか対立があった場合には、どういう原理が働くんでしょうか。

・生徒会の顧問を決めるのは、法律上ぎりぎりのところでいえば校長の校務掌理権ですから、校務分掌を決めるのは校長の権限なんです、通常は、第一希望、第二希望、第三希望等を先生から集め、運営委員会とか人事委員会なんかで原案を作り、校長がオーケーを出して、職員会議にかけるということになりますから、そのときには、校長先生一人だけじゃなくて、運営委員会なり人事委員会の人、その学校の教育目的に照らして、うちの生徒会にはこういう活動をしてほしいとかこういうふうに育ててほしいというのがあるはずですから、それにふさわしい人が生徒会の顧問になるはずなんです。

それが決まって、生徒会の役員とか生徒が、そんなの俺に生徒会にはふさわしくない、リコールするというようなことになった場合には、どうされるんですか。

・これはちょっと次元が違いますが、今、子どもの権利条約などを含めて、高校生の自主性を育てるということの中に、新しいカラーとして学校参加というのが入りつつあるんです。それは、生徒だけじゃなくて住民もある意味では学校運営に参加していくという、4月からは学校評議員制度が全国的に行われ住民代表も入ることになってますが、異議があった場合、それこそ話し合いが持たれるであろうというふうに考えます。

証人は、ご自身の著書である現代校長論でも、そういうことをお書きになってますよね。

・はい。今、私は、そのことを中心として考えてます。

そういう点で、ある種の理念、だんだん学校は変わってくるだろうということは分かるんですが、今は、平成8年の桐生工業の実状を前提にお聞きします。そうすると、その際の生徒会の拒否について、証人はどうお考えですか。

・顧問の先生と意見が合わないとか、そういうことでしょうか。

はい。

・その意見を、顧問以外、運営委員会というのがあるんでしょうかね、最終的には職員会議ですかね、そこでどう対応するかというのを議論するわけです。で、生徒と堂々と議論したらいいと思います。

生徒会の会則とか規則というのは、生徒会においては、どんな地位というか立場を占めるわけですか。

・生徒会の会則には、学校との関係も、目的も、組織も書かれています。だから、生徒会活動の正に根本にあるわけです。

そこには、改正の条文もありますよね。

・はい。

桐生工業高校の平成8年当時の生徒会の会則には、校長が生徒会の行動に関しては拒否権を発動できるという条項があるんです。

・拒否権の前に、再検討を求めるということはなかったですか。

<乙第4号証を示す>

・第7章第42条によると、「否認し再検討を要求することができる」わけですから、あの回想文についていえば、校長の立場からすれば、校長の価値観からすれば、あるいは校長の教育論からすれば、これは社会的通念に反しているといった場合に、やはり問題を投げ返すべきだったと思うんです、再検討ということですよ。

<甲第1号証を示す>

先ほど、証人は編集委員会と言っていたんですが、編集委員会というのは、生徒会の会則にはないんです。98頁によると、編集委員となっています。

- ・「平成7年度生徒会誌編集委員会委員長」と書いてありますから、編集委員会は存在するはずですよ。

ここには23名の編集委員がおるわけですが、3月1日の時点で、そのうちの旧三年生はもう卒業してるんです。ですから、現実問題として、編集委員全員の招集はできませんね。

- ・それは残ったものがやるしかないよ。

先ほどの証言だと、生徒会活動は生徒が自主的に企画し、生徒が対外的な交渉をするんだと、これは出版費用を幾らにするとかいうことを交渉するということですね。

- ・それは学校側との交渉も含まれます。

この目次にある項目は、担当の教師が企画し、どうだろうと言いき、編集委員は、いいんじゃないですかと、こうなって決まったということなんです。したがって、松本先生の回想文も、当時の生徒会誌担当の星野教諭が、どうだろうということ、それで決まったというようなことなんです。もし、これが、編集委員のほうで、是非あの先生に聞きたい、俺のほうで原稿依頼してくるといような形でやったというんならそういうのも分かるんですが、桐生工業高校においては、大体例年と同じような目次だと思うんです。そういう実態を前提としても、編集委員の人たちの意見というものを聞くべき何でしょうか。

- ・先生がおっしゃるような事実がたぶんあるだろうと思うんですが、それは私の立場からすると非常に残念なこととして、本来の自主的活動を育てるということからすれば大分問題がある、ならば、校長は、正に校長として、それを本来の生徒会になるように、話し合ったりとかするべきなんです。教育活動が活発になるというか、学校らしくなることに力をそそぐのが校長の一番大事な仕事だという趣旨のことを何回も繰り返したわけですが、そういう観点から、もし先生のおっしゃるような事実だったら、おい、ちょっとこれは本来の生徒会と違うんじゃないかというようなアドバイスあるいは話し合いの場を作っていくのが校長の立場だと、こうなります。

理想はそうなんですが、桐生工業高校においては、生徒会誌の編集担当の顧問の先生が一応決めまして。

<原告代理人(小林)>

異議があります。これは、ちゃんと編集委員会を開いて、そして星野教諭がそれを提案してるわけですが、今の問いには、一人で決めたかのような誤導があります。

<被告ら代理人(小林)>

先ほど、前提として、そうした項目については星野教諭が決めて、編集委員会にそれでいいかと聞いて、それで賛同を得たというふうになってます。そういうことで星野教諭から依頼があり、これがもう少し時間があつたり十分に校長のほうにも検討があつたりすれば別の方法もあるかもしれませんが、松本先生は平成8年3月31日で退職するわけですよ、新一年生との兼ね合いは全くないわけですよ。そうしたことをもってしても、今回の出来事は、生徒会活動の活発化を求めるための千載一遇の機会であった、その機会を奪い、勝手に切り取るということは権限の濫用であると、そうお考えでしょうか。

- ・新入生といっても、中学校という義務教育を終了しているわけですから、通常の国民の最低生活というか、その知識技能は持っているはずで、君たちが入学してくる前の3月の生徒会誌の問題でこういうことがあったけど一年の人はどう考えるかとか、投げかける絶好の教材でしょうね、生徒会活動ということでは。

子どもの権利条約の第13条について伺います。例えばの話ですが、授業中に、高校生の生徒の一人が、今、私は表現の自由で発言したい、これは子どもの権利条約によって認められる表現の自由行為であるというふうになって、授業がめっちゃくちゃになった場合、教師はどう止めたらいいんですか。意見として伺いたいんですが。

- ・今のお話は、生徒が授業妨害をしたというようなことですか。

そうです。子どもの権利条約の第13条の2によると「一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る」となっていますが、そういう制限をする法律というのはあるんですか。その次の(b)に「公の秩序」というのがありますから、学校の授業における公

の秩序だというような形でそういうふうなことを規制できるとしても、法律にはあるんですか。

・学校教育法でいえば、第11条で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」となっています。その監督庁の定めるところによって、学校教育法施行規則により、学校の秩序を乱すものについては懲戒処分を加えることができますとなっています。

だから、黙れと言って、授業妨害だから廊下にでも立ってなさいと、こういうふうなことができると、こういうことですよ。

・そういうことです。

証人の証言によれば、生徒会活動も学校教育活動の一環なわけですよ。

・もちろんそうです。

校務を掌理するのが校長であるわけですよ。

・はい。

先ほど、甲第34号証で横浜地裁の判例の紹介があったわけですが、そのときはどういう手続をとったら濫用にはならないと言うんですか。

・この事案の場合には、校長と担任の話し合いがほとんど成立してなくて、一方的にこの児童を校長室登校とか、また教室のほうへ戻しますというような形なんです、と同時に、学年会議なり職員会議なりで全く議論されてないということが明白で、また、親を含め校長、担任、親との話し合いも全くなされていないという事案です。

確か、北九州のほうで、校長になるに際しては、その学校の教職員の同意がないと、それについての申達ができないというような問題がありまして、最高裁で、そういうふうな手続きを踏まなくても、校長等についての任命は教育委員会ができるんだというような判例が確定しているはずですよ。

・かつてあったということは承知していますが、それは学校の中の校長の校務掌理うんぬんの問題ですが。

そうじゃなくて、教育委員会です。

・ですから、問題が違うんじゃないですか。

教育委員会も、同じ教育機関の最たるものでしょう。

・教育委員会は、教育機関じゃないですよ。教育行政機関ですよ。

<原告本人>

校長が職務命令で切り取りをさせたわけですが、切り取る先生の気持ちを思うと、私は何とも言えません、憲法第18条には苦役をやらせてはならないというのがあるんですが、そんなことを校長が先生方にやらせたんだという感じを私は持っています。証人はどんな考えですか。

・今までの証言で、学校には諸々の人権が保障されるべきであるという趣旨の証言のくだりで、そのことにも触れています。ちょっと考えられないと、そういうふうに証言したつもりです。多分、感覚的には原告と同じではないかと思います。

(以上 高橋美和子)

前橋地方裁判所民事第一部

裁判所速記官 中澤みゆき

裁判所速記官 高橋美和子

Ⅲ. 資 料

先生は卒業生

40年の回想

松本 正

今年、1996年3月末日に桐工、最後の学らんとともに私も学校を卒業することになる。学生時代を含めると40年間以上、桐工にお世話になったことになる。

生徒の頃は、科学部で「桐生地域の染色用水について」の調査をやり桐生川とその沿岸の地下水についての分析等をやり、群馬県工業教育研究会編集の「生徒研究集録」の第1集に発表、この研究集録は、現在では生徒のものではなく教員のものとなっている。残念でならない。今の実験のレベルで見れば、当時のものは粗末な実験設備で行ったが、日本薬局方に基づいてやったものであるか

ら仕方がないと思う。この道を行っておれば、分析屋になっていたかなあ。しかし軟式野球も楽しんだ。綿打分校と試合でライトオーバーのホームランもよい思い出となっている。自分で軟式野球をやっていたので、以後ずっと高校軟式野球にかかわって現在に至っている。

しかし、時代が化学屋、野球一本に打ち込めるものではなかった。1957年（昭和32年）に文部省が勤務評定を通達し、現場は勤務評定は戦争への一里塚と捉え、勤評反対の斗争が全国的に拡がり、東の群馬・西の高知と言われた。私も群馬県高等学校教職員組合に結集し勤評反対の輪の中に入った。1960年、いわゆる60年安保、日米安全保障条約の改定阻止するために起こった大規模な反対斗争は全国民をゆるがした。この安保条約の中に、現在、沖縄や日本にある米軍基地で問題になっている地位協定が入っている。当時はよく解らなかつた。安保てなんだ、から学習がはじまった。だんだん学習をやるなかで安保条約の危険性が解り全国民の斗いになって来た。阻止は出来なかつたが、日本の歴史の中でも大きな斗いであった。その危険性は35年前に指摘されたものが現在となっている沖縄の基地、日本の至るところにある米軍基地問題は、この安保条約があるからだ。世界の先進国の中で、こんな条約を結んでいるところはない。首都に米軍基地があって、米兵一人に年間1400万円を国家予算で支出している。先年フィリピンでも米軍の基地を撤去させたのである。安保条約も破棄を通告すればよい。

私はこのころから社会科学の重要性を知り、学習を始めた。工業、工学の分野しか知らない私には面白かつた。特に哲学は面白かつた。社会を見る目を開いてくれた。社会をいろいろと解釈するのでなく変革をするのであるという。これから私は経済学を学ぶことになる。この経済学は利潤はどこから出てくるのか。また社会構造の基本的問題等々諸問題を解明してくれた。特に専門の中で「技術」という言葉の範疇＝カテゴリーなど自分なりに理解できるようになったことは技術教育に携わるものとして喜びを感じたものだった。このころから平和運動にも携わるようになってきた。原水爆禁止世界大会に参加して広島・長崎に行き現地で被爆者と交流し悲惨さを知り、この問題は世界から原水爆がなくなるまでやらなければならないと思う。

このころ、桐工の中でも生徒は活発だった。桐高連（桐生地区高等学校生徒会連絡協議会）に生徒会が参加し、その中で色染化学科二年の生徒から合同でホームルームをやろうと市内の各校に呼びかけた。この要求は高校三原則のうち1つ男女共学（当時桐工は男子校）が欠けていたので彼らの要求は当然であったと思う。桐女がクラスで参加し、桐高は有志が参加し、桐工を会場に行わ

れた。これを契機に全県下に拡がりなかなか活発にやっていた。私は生徒会顧問として携わりを持っていて参加し、その中で、生徒の自主活動とは何かを学ぶことが出来、その後の私の教育活動の支えとなった。

桐工この10年は、私にとってよい思い出もある。軟式野球部が全国大会に初出場したこと。陸上部が全国駅伝大会で7位入賞したこと。しかし、その反面、最も伝統ある軟式庭球部やラグビー部の活動が見えないことである。指揮官の重要性を指摘しておきたい。

最後の1年は戦後50年の節目の年で、桐工は還暦をすぎ、新たな1年の年だった。私にとって充実した1年だったと思う。染織デザインの生徒が全国工業高校の研究発表で第2位優秀賞に輝いたこと。私自身も被爆地長崎で行われた、原水爆禁止世界大会に参加して、長崎原爆訴訟の原告松谷さんにはげましを出来たこと。沖縄で開催された日本平和大会に参加し沖縄の人々と連帯が出来たこと。また1月に入って、阪神・淡路大震災、人間復興1・17メモリアルデーに参加し、地元阪神の人々や全国から集まった多くの仲間と交流できたこと。節目の年に、長崎・沖縄・神戸で21世紀に向けた真の日本の出発について話し合った。

私を育ててくれた桐工には、素晴らしい先輩、同僚仲間、そして生徒がいた。その桐工61年、私、41年余を卒業できるのは、そんな皆さんのお陰です。